

設備投資を検討中の事業者様へ！

設備投資を行う事業者様に向けた、支援制度をご紹介します。

半島振興法に基づく税制優遇措置

半島振興法に基づき、有田市産業振興促進計画で定める事業の用に供する資産を取得した場合、税制優遇措置を受けることができます。

法人税
・
固定資産税など
軽減のチャンス！

【対象業種】

製造業、旅館業（下宿営業除く）、農林水産物販売業、情報サービス業等（注1）

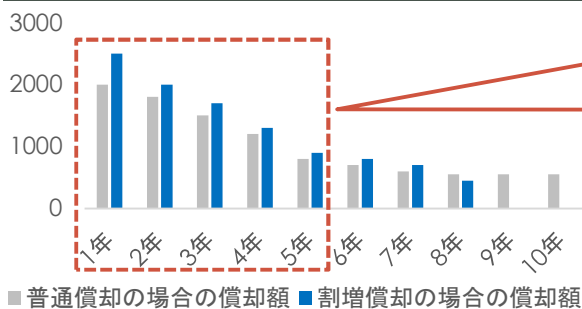
【適用要件】

事業者の規模 (資本金)	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象	機械・装置、建物・付属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・付属設備、 構築物に係る新增設
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上	

【優遇措置】

▶ 5年間の割増償却

償却限度額	機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・付属設備、構築物：普通償却限度額の48%
適用期間	5年間

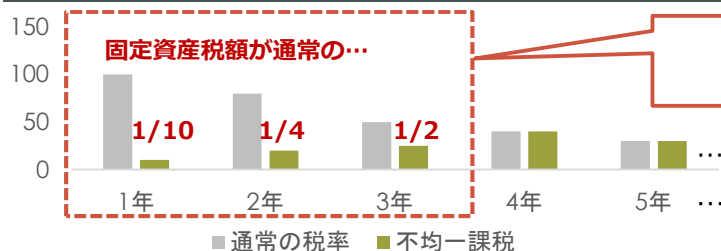


通常より多い額を費用に計上できて、
法人税額を低く抑えることができる！

※割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じになります

▶ 固定資産税の不均一課税

対象設備	家屋及び償却資産、当該家屋の敷地である土地（注2）
不均一課税	税率：初年度分 0.15% 第2年度分 0.37% 第3年度分 0.75%



固定資産税額を軽減できる！

(注1) 農林水産物販売業：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業（例：観光客向けの農林水産物直売所、農家レストランなど）
情報サービス業等：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業等

(注2) 取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限る

有田市企業立地促進助成

企業の立地を促進するため、施設の新設等を行う事業者に対し、助成措置を実施しています。

【対象業種】

製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、サービス業に係る施設及び保養施設

【適用要件】

1. 以下の要件を満たしていること

	施設の新設等に伴うもの	
	固定資産を取得するために 要した費用の総額	新規雇用従業員数
大企業	3億円以上	10人以上
中小企業	3千万円以上	3人以上

※中小企業：資本金1億円以下又は従業員300人以下

2. 施設の新設等について、固定資産税の特別措置（不均一課税や減免）の条件を満たしている場合、当該特別措置の申請を行っていること
3. 市税に滞納がないこと

【優遇措置】

▶立地促進助成金

指定を受けた施設に係る固定資産税額に下記の割合を乗じた金額を助成

ただし、5か年の合計額は上限1億5千万円

初年度	100%
第2年度	100%
第3年度	100%
第4年度	50%
第5年度	30%

**固定資産税の負担が
軽減される！**

例えば…

	固定資産税額	助成金	実質負担額
1年目	60万円	60万円	0円
2年目	50万円	50万円	0円
3年目	40万円	40万円	0円
4年目	36万円	18万円	18万円
5年目	30万円	9万円	21万円

▶雇用促進助成金（初年度のみ）

指定を受けた施設について、市内に居住する方を10人（中小企業にあっては3人）以上新たに雇用する場合、当該新規従業員数に15万円を乗じた金額を助成

▶借地費用助成金

指定を受けた施設の用地に係る借地費用について、操業開始後5年間賃料の5%を助成

ただし、1年あたり上限500万円

まずは
ご相談ください！

問合せ先

有田市役所経営管理部 経営企画課まちづくり係

☎ 0737-22-3731

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50

✉ keieikikaku@city.arida.lg.jp

受付時間 8:30~17:15（土日祝休）

